

ご来院の皆様へ

生活習慣病管理料の算定に伴う療養計画書の作成について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病を主病とする患者様には
これまで「特定疾患療養管理料」を算定していましたが、
厚労省の方針により令和6年6月1日より、具体的な治療目標を
設定したうえで、生活習慣病を管理することが求められるよう
になりました。

そのため、これからは「生活習慣病管理料」として、高血圧症、
脂質異常症、糖尿病（生活習慣病）の改善に向け、治療を進めて
いくこととなります。（作成した療養計画書に患者様の署名をいた
だく必要があります）それに伴い、窓口でお支払いいただく医療費
が変わる場合もありますのでご了承ください。

ご理解、ご協力の程お願いいたします。

クローバーホスピタル 